

地域型住宅ブランド化事業 グループ募集要領

【平成25年度】

平成25年5月

地域型住宅ブランド化事業評価事務局

目次

1	事業の趣旨	3
2	事業の流れ	3
3	本事業における補助対象	6
3. 1	補助対象となる住宅	6
3. 2	本事業における「地域材」の考え方	6
3. 3	補助対象となる経費	7
3. 4	補助金の額	8
4	グループ募集の内容	9
4. 1	グループの要件	9
4. 1. 1	グループの構成員に関する要件	9
4. 1. 2	その他のグループの要件等	10
4. 2	応募の方法	10
4. 3	応募内容の評価	10
4. 3. 1	評価の実施体制	10
4. 3. 2	評価の手順	11
4. 3. 3	評価の視点・ポイント	11
4. 3. 4	東日本大震災の復興に資する取組等特に重要な政策課題の実現 に資する取組に対する評価の扱い	11
4. 4	採否の結果通知	12
5	グループ募集に関する手続き	13
5. 1	グループ募集の期間	13
5. 2	提出書類	13
5. 3	問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先	16
5. 4	適用申請書等の提出方法	17
6	事業中及び事業完了後の留意点	17
6. 1	事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	17
6. 2	情報の提供	17
6. 3	情報の取り扱い等	17
6. 3. 1	情報の公開・活用	17
6. 3. 2	個人情報の利用について（応募者全て）	18
6. 4	その他	18

【参考：補助金の交付に関する手続き】

(1)	補助金交付申請	19
(2)	交付決定	19
(3)	補助事業の変更	20
(4)	実績報告及び額の確定	20
(5)	平成25年度採択事業において対象となる住宅の事業着手	21
(6)	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	21
別紙1	本事業の補助の対象となる「木造住宅」について	22
別紙2	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」について	23
別紙3	一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について	24
別紙4	「東日本大震災により被災した地域」の考え方について	25
別紙5	「元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方について	26
別紙6	都道府県別地域材認証制度等一覧〈参考〉	27
別紙7	ブランド化事業のねらい及び期待される具体的取り組み	28

【別添】

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書 様式

※ 募集要領の内容等、本事業に関するQ & A等の追加的な説明を順次「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示すホームページに掲載しますのでご確認ください。

※平成24年度地域型住宅ブランド化事業からの主な変更点

- ・平成25年度の公募は1回とします。
- ・平成24年度採択グループが平成25年度事業の実施を希望する場合は、改めて適用申請書を提出していただき、採択される必要があります。
- ・平成24年度採択グループが平成25年度の採択を受けた場合には、平成25年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。
- ・本事業のねらいを明確にしたことから、そのねらいに沿って適用申請書の様式を変更しました。
- ・平成24年度に実施していた柱・梁・桁・土台の過半において地域材を使用した場合の補助の上限加算分20万円について、林野庁の木材利用ポイント事業実施中は休止します。

1 事業の趣旨

本事業は、将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化を図ることを目的として実施するものであり、中小住宅生産者等が、他の中小住宅生産者や木材、建材流通等の関連事業者とともに連携体制（グループ）を構築して地域材を活用した木造長期優良住宅の供給を促進することにより、

- ① 地域の中小住宅生産者等が供給する住宅に関する消費者の信頼性の向上
- ② 関連産業の多い、地域の木造住宅市場の振興による地域経済の活性化
- ③ 地域の住文化の継承及び街並みの整備
- ④ 地域の林業・木材産業関連事業者と住宅生産関連事業者との連携構築を通じた、木材自給率の向上及び森林・林業の再生を目指すものです。

この観点から、本事業では、上記連携体制による、グループ毎に定められた共通ルールに基づく地域材を活用した木造の長期優良住宅の整備を行うグループを公募によって募り、その取組が良好なものについて国土交通省が採択し、採択されたグループに所属する中小住宅生産者が当該取組内容に基づく地域材を活用した木造の長期優良住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

2 事業の流れ

本事業は、グループ募集と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

① グループ募集

地域型住宅ブランド化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）が、グループの評価に当たって必要となる事項を定め、地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等によって構成されるグループを対象として、グループ毎の共通ルールに基づく木造の長期優良住宅の整備を行うグループの募集を行います。

応募のあったグループの取組内容について学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、その取組が本事業のねらいに合致すると認められるものについて、当該取組内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省がグループの採択を行います。なお、今年度の公募は1回とします。

② 補助金交付

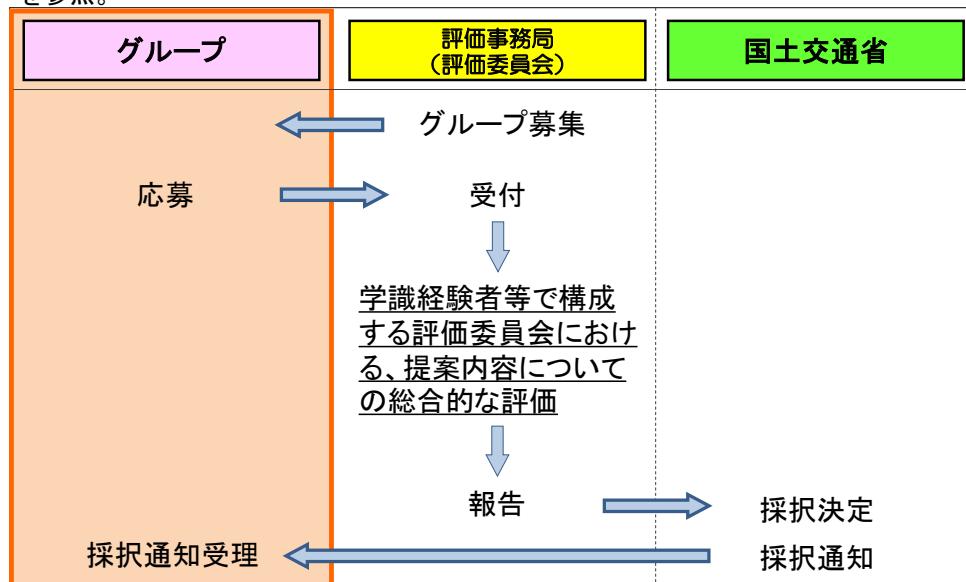
採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、採択を受けた取組内容に従って建設する木造の長期優良住宅の建設工事費についての補助金を受けるためには、地域型住宅ブランド化事業実施支援室が別途定める「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」に従い、補助対象となる住宅ごとに補助金交付申請を行うとともに、事業終了時等に実績報告を行っていただく必要があります。

なお、補助対象となる住宅については、グループ内において、構成員である住宅生産者に適宜割り当てて頂くことになります。

◆ 地域型住宅ブランド化事業の流れ

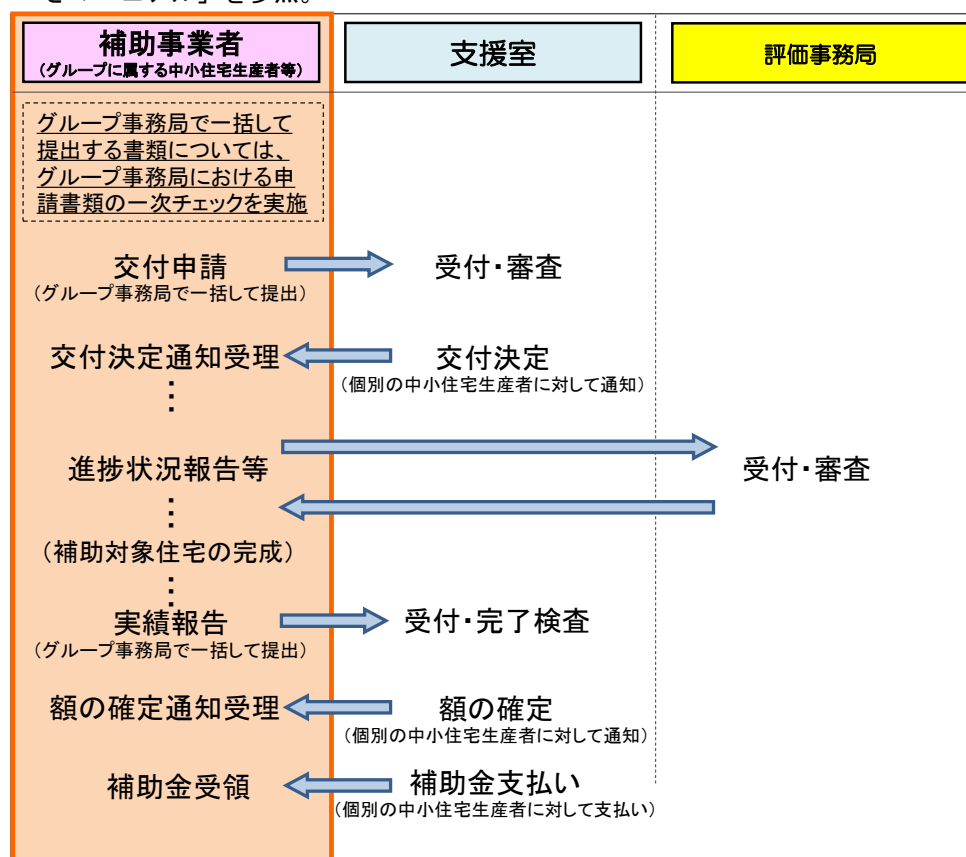
【グループ募集】

※ 詳細については、「地域型住宅ブランド化事業グループ募集要領」（本要領）を参照。



【補助金交付】

※ 詳細については、別途定める「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」を参照。



3 本事業における補助対象

3. 1 補助対象となる住宅

本事業の補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）については、次の全ての要件を満たす、地域材を活用する木造住宅【→別紙1】を対象とします。

① 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるもの

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第7号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）するもの【→別紙2】

採択されたグループに対しては、適用申請書に記載された住宅供給戸数の実績や取組の内容を考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、一住宅生産者当たりの補助対象戸数は、原則、5戸を上限とし【→別紙3】、個別の住宅生産者への補助対象戸数の割り当てはそれぞれのグループ内で決定していただきます。ただし、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）【→別紙4】に存する住宅生産者については、10戸を上限とします。

※ 一住宅生産者当たりの戸数上限については、上記の戸数を原則としますが、グループの応募状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、過去の類似の補助金の適用状況に応じて個別住宅生産者毎にさらに制約を設けることがあります。

※ グループが採択されることにより、適用申請書に記載されたグループの供給予定戸数の全てを補助対象として認めるものではありません。なお、採択後の供給状況に応じ、決定した補助対象戸数を変更することもありますので予めご注意ください。

※ 事業全体の申請戸数の状況により、補助対象戸数を完了したグループから、先着順で補助対象戸数の追加申請枠を設けることがあります。

※ 平成25年度内に事業に着手（請負住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）する必要があります。採択された戸数内であっても、平成25年度中に着手に至らないものについては補助の対象となりません。また、グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

3. 2 本事業における「地域材」の考え方

本事業における、「地域材」については、原則として、以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グ

グループ構成員を伝わって供給されるもののみを指します。また、本事業において使用する「地域材」については、適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定していただきます。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。グループごとの「地域型住宅」には、これら「地域材」を積極的に使用していただくことを前提とし、供給・加工・利用に関する「共通ルール」を決めています。

※ 適用申請書で指定した認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、グループが採択された場合であっても、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

(参考)

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- 産地などの民間の第三者機関による認証について
産地などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

3.3 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象住宅の建設に要する費用であって以下の表に掲げるものです。なお、ここに掲げた工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

本事業の補助対象となる住宅について、本事業とは別に他の補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複

するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について十分ご確認ください。

科 目	説 明	
建築工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用をいう。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。

※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの（例：エアコン、カーテン、ペレットストーブなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、太陽光発電や高効率給湯器の補助を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。

※ 屋外附帯設備工事費、昇降機設置工事費、外構工事費、解体工事費、設計監理費、調査費、申請手数料は補助対象外です。

※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。

3. 4 補助金の額

本事業による補助金の額は、「3. 3 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり100万円を上限とします。

また、本事業による補助金に関して、補助金交付申請時等に任意の様式により、建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は、建築主（買主）に還元される必要があります。

4 グループ募集の内容

本事業に取り組もうとするグループは以下により、「地域型住宅ブランド化事業」の取組内容を提出し、採択される必要があります。

4. 1 グループの要件

4. 1. 1 グループの構成員に関する要件

応募グループは、原則として地域材を活用した木造の長期優良住宅の供給に取り組む、その構成員は、以下に示す業種毎に、①から⑥の業種についてそれぞれ原則として1事業者以上により構成されるものとします。ただし、⑥施工については5事業者以上により構成され、かつ、個々の事業者は原則として元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅生産者（以下、「中小住宅生産者」という。）であることを要件とします。

- ① 原木供給（素材生産事業者・原木市場等）
- ② 製材・集成材製造・合板製造
- ③ 建材流通（木材を扱わない事業者を除く）
- ④ プレカット加工
- ⑤ 設計
- ⑥ 施工
- ⑦ 木材を扱わない流通
- ⑧ その他（畳、瓦、襖等の住宅資材の供給事業者等）

※ 「50戸程度」は直近の3年間の年間平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とします。【→別紙5】

※ ⑥施工に該当する構成員については、中小住宅生産者が5事業者以上所属していれば、それらに加え、中小住宅生産者に該当しない事業者（ただし、元請の年間新築住宅供給戸数が概ね300戸程度未満の事業者。以下、「中規模工務店」という。）が含まれることも可とします。ただし、中規模工務店における補助対象戸数は、一定の制限を課すこととします。【→別紙3】なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1／3以内とします。

※ 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を適用申請書（様式3-3の「その他」）において説明してください。

※ ①全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給するため、構成員にプレカット加工を含まない場合や、②製材事業者等から直接仕入れを行う場合 など、

- 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合は、その根拠を適用申請書（様式３－３の「その他」）において説明してください。
- ※ ③建材流通（木材を扱わない事業者を除く）については、木材の流通事業者のみを登録してください。その他の流通事業者については、⑦木材を扱わない流通として登録してください。

4. 1. 2 その他のグループの要件等

- 同一のグループが複数の応募を行うことはできません。ただし、一つの応募において複数の「地域型住宅」の生産の仕組みや、地域特性によるパターンを設定することは可能とします。なお、構成員や取組内容からほぼ同一のグループと見なされるものについては、そのうち最も高い評価を得たもの以外は無効とします。
- 一つの応募において、一の事業者が上記①から⑧の業種のうち複数の業種を兼ねることも可とします。ただし、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示すように、本事業の目的があくまでも、地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化であることから、地域の木造住宅関連事業者が主体的に参画する取組であることが望まれます。
- 一の事業者が複数のグループの構成員として登録され、応募を行うことも可としますが、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示すように、グループ毎に特徴の異なる「地域型住宅」の供給について、それぞれのグループの構成員として、適切に対応できることが前提となります。
- グループは必ずしも同一地域、同一都道府県内の構成員のみで構成される必要はありません（例：地方の木材供給事業者と連携体制を構築し、大都市部で住宅を建設するグループ等）。
- 応募を行うグループについては、法人格の有無を要件とはしません。
- 平成２４年度採択グループであっても、平成２５年度事業を実施する場合は、改めて応募を行い採択される必要があります。

4. 2 応募の方法

以下に示す事項について、「5. 2 提出書類」に示す適用申請書様式に記載し、その他必要書類を添付の上、「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示す提出先まで提出してください。

4. 3 応募内容の評価

4. 3. 1 評価の実施体制

グループの採択にあたり、学識経験者からなる「地域型住宅ブランド化事業評

価委員会」(以下「評価委員会」という。)において評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員会規則を定めて委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・ 委員と関係を有する企業、団体等が関わるグループについては、当該委員は当該グループの個別評価に関わることはできません。
- ・ 委員又は委員と関係を有する企業、団体等が、業務として、コンサルティング、アドバイス等を行ったグループについては、当該委員は当該グループの個別評価に関わることはできません。

なお、評価委員会の議事録については非公開とし、評価に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

4. 3. 2 評価の手順

適用申請書を基に、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示す内容を中心に書面評価を行います。また、必要に応じてヒアリング等を行います。

提出書類の不足や必要事項が未記入の場合は、評価の対象外となる場合があります。

4. 3. 3 評価の視点・ポイント

評価委員会における評価は、「1 事業の趣旨」等を踏まえ、以下の視点等に基づいて実施することとします。

- 地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携体制の構築及びグループ毎の共通ルールに基づく「地域型住宅」の供給を通じ、
 - ・ 特徴あるブランド化の目標設定
 - ・ 効率的な住宅生産体制の整備
 - ・ 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備
 - ・ グループの技術力の向上
 - ・ 地域産業の活性化 等に資する取組であること
- 長期優良住宅だけでなく、本補助事業以外の取組として、住宅の省エネ基準、フラット 35、低炭素建築物など、多岐にわたる住宅関連施策・制度へのグループとしての対応を通じた、施策対応力の向上に資する取組であること 等

4. 3. 4 東日本大震災の復興に資する取組等特に重要な政策課題の実現に資する取組に対する評価の扱い

- ① 東日本大震災の復興に資すると認められる取組（被災者の生活再建に特に配

慮したプランや仕組みによる住宅供給、被災地域において産出された木材の活用等)を実施予定のグループの評価については、一定の加点評価等を行い、優先的に取り扱うこととします。

- ② このほか、グループの取組の継続性が確実であり、中長期的な取組として原木供給から設計施工に至るまでの幅広い業種における総合的な需給計画の策定やこれに基づく業種毎等の合理化に向けた取組を行うなど特に重要な政策課題の実現に資するものについても、一定の加点評価等を行い、優先的に取り扱うこととします。

4. 4 採否の結果通知

評価委員会の評価の報告を受けて、国土交通省が採択グループを決定し、応募者に採択又は不採択の旨を通知します。

グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。また、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して補助対象となる住宅を建設する必要があり、これに違反している場合は、採択通知発出後に着工した住宅であっても補助金は交付されません。

なお、万一、グループに対する採択通知の発出後に、適用申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合や、グループが本募集要領に定める要件に適合しなくなった場合等においては、グループに対する採択を取り消すとともに、場合によっては、グループ構成員である住宅生産者に対して発出した補助金交付決定通知の取消や既に交付した補助金の返還を求めることがありますので十分にご注意下さい。

5 グループ募集に関する手続き

5. 1 グループ募集の期間

平成25年5月27日（月）～平成25年6月24日（月） 必着

5. 2 提出書類

応募をしようとするグループは、募集期間中に以下の提出書類一覧表に従って、1)～5)の書類等について「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示す提出先まで提出してください。なお、提出部数は 1)から 2)は正1部副2部、3)は正1部副1部、4)及び5)は正1部とします（3)については、構成員毎に正1部副1部、全構成員分を提出してください）。

■提出書類一覧表

- | |
|---|
| 1) 適用申請書【様式1、様式2-1～2-2、様式3-1～3-3】 |
| 2) グループの概要、代表者の選出方法や事務局の役割などのグループの意思決定の方法が確認できる書類（定款、規約等）【任意様式】 |
| 3) グループ構成員の適用申請書記載事項確認念書【様式4】（構成員毎に正1部副1部、全構成員分） |
| 4) チェックリスト（上記1)～3)の書類の有無等について確認するもの） |
| 5) CD-R（上記1)～4)の書類の電子ファイルを格納したもの） |

※ 注意事項

- ① 応募書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズ（片面印刷）にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式は、Microsoft社のWord 2000及びExcel 2000以降かつWord 2007及びExcel 2007までのバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。これによりがたい特段の事情等がある場合は5. 3によりお問い合わせください。
- ③ CD-Rには、「地域型住宅ブランド化事業（平成25年度）」と応募グループ名を記載してください。
- ④ 【様式4】確認念書（■提出書類一覧表3)）は、適用申請書（様式2-2）の構成員リストの順に並べてください。
- ⑤ 2)について、平成24年度採択グループにおいて平成24年度に提出されたものから変更がない場合、提出は不要です。

- ⑥ 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑦ 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- ⑧ 評価事務局からの問合せ対応等に備え、グループ事務局において申請書類一式の写しをご用意ください。
- ⑨ 応募書類の追加及び差替えは出来ません。

※ 適用申請書の記入に当たっての留意点

【各様式共通】

- 適用申請書は、原則A4版1枚以内（様式2-2を除く）とし、内容は簡潔なものとしてください。
- それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。
- 適用申請書の書類はExcel又はWord形式です。（PDF形式の提出はできません）
- 押印が必要な書類（様式1、様式4）の正本は、全て原本を提出してください。なお、CD-Rに格納するデータには押印データは必要ありません。
- 事業者名は、全て正式な法人名で記載してください。（例：「株式会社」は可、「(株)」は不可）

【様式1 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書（表紙）】

- グループ代表者印は、代表者が所属する事業者の代表者印を押してください。事務局担当者印は、個人印でも結構です。
- 平成24年度採択グループは、グループ採択番号を記載して下さい。

【様式2-1 地域型住宅の生産体制】

- （様式2-1）への記載事項が各シートにリンクされますので、最初に記入してください。
- 本事業において使用する「地域材」全てについて、その名称、産地、認証制度を「使用する地域材に関する事項」に記載してください。本様式に記載されていないものについては、本事業においては「地域材」として取り扱われませんので、ご注意ください。
- 「地域材」の認証制度等の名称については、**【別紙6】**を参考に、正しい認証制度名を記入してください。

【様式2-2 グループ構成員記入リスト】…グループ構成員等について

- 業種（Ⅰ、Ⅱ、…）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員による体制とします。ただし、「Ⅵ. 施工」については、原則として5事業者以上の構成員とします。
- 「Ⅵ. 施工」の構成員となるのは事業者の本社です。支社や営業所等の単位では構成員にはなれません。なお、実績欄には、支社・営業所等を含む会社全体の供給実績戸数を記載してください。
- 同じく、「Ⅵ. 施工」については、事業者毎に元請の新築住宅供給戸数とそのうちの木造の長期優良住宅の戸数について、平成24年の実績及び平成22年から平成24年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 各事業者の実績については、平成24年（1月～12月）の実績とします。
- 実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 各事業者の実績の記載に関しては、小数点以下は全て切り捨てた数字を記載してください。例：5.5戸の場合は5戸
- 実績の内容については、適宜、証拠書類を求める場合もあるので、必ず裏付けのある数量等を記載してください。
- 様式に示した業種以外の業種を記載する場合は、その業種について具体的に記載するとともに、実績についても適宜設定し、その数量等を記載してください。

【様式3-1～3-3 ブランド化事業のねらいに対する具体的取り組み】

- 別紙7「ブランド化事業のねらい及び期待される具体的取り組み」を参考にして、事業のねらい（ア～オ）それぞれの具体的な取り組みのうちaは必ず記入して下さい。その他の取り組み（b、c、…）についても、原則として全て記入するものとします。
- 平成24年度採択グループは平成24年度の取組を通じて明らかになった課題をまず記載し、それを踏まえた対策を含めて平成25年度の対応方針を記載して下さい。
- 平成24年度採択グループは供給する地域型住宅の仕様や数値的な共通ルールを変更する場合は、変更点が分かるよう（文字の色を変えたり下線を引くなど）記載して下さい。
- 様式3-3の「その他」の欄には以下の項目を記載して下さい。
 - ・ 様式2-2において、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に必然的に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合の根拠
 - （例1）全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給するため、構成員にプレカット加工を含まない場合。

(例2) 製材事業者等から直接仕入れを行う場合など、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合。

- ・ 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合の説明
- ・ 東日本大震災の復興に資する取組等特に重要な政策課題の実現に資する取組
- ・ グループの取り組みや地域材の流れのフロー図などの補足説明

【様式4 適用申請書記載事項確認念書】

- 本社所在地は登記事項証明書等に記載の住所を記載してください。補助金の交付申請時、提出頂く登記事項証明書等と照合し、齟齬がある場合、交付対象外となる場合があります。
- 施工事業者の登録は本社のみとなります。施工事業者以外で、今回の事業に関わる工場や支店等の所在地が本社と異なる場合、その対象となる工場（事務所）等について所在地・郵便番号・電話番号を登録所在地・登録郵便番号・電話番号欄に記載してください。
- 上記の工場や支店等を記載した場合でも、本社の事業者名・代表者名・所在地・郵便番号・電話番号を必ず記載し、代表者印を押印してください。
- 念書は1業種につき1枚となります。同一企業で複数の業種に当てはまる場合は業種ごとに念書を作成ください。
- 正本は必ず代表者印の押印のある原本を送付してください。（カラーコピー不可）担当者は個人印で構いません。

【その他】

- 平成24年度採択グループが引き続き平成25年度の採択を受けた場合には、グループとして持続的な活動をより確実なものにするため、平成25年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。当該活動方針の策定にあたっては、【別紙7】を参考にさせていただくことを想定しておりますが、様式については追ってお知らせする予定です。

5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先

質問・相談については、原則として、ファックスをお願いします。回答は類似のものについてはまとめるなどの整理を行った上で Q&A として下記ホームページに回答を掲載します。形式的な質問を除き電話での質問・相談は受け付けません。

応募様式は、下記のホームページから様式をダウンロードしてください。

＜問い合わせ先・適用申請書等の提出先＞

地域型住宅ブランド化事業評価事務局

（一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内）

住所 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5 階

電話 : 03-3560-2886 〈平日 9:30～17:00〉

FAX : 03-3560-2878

URL : <http://www.chiiki-brd.jp>（応募様式のダウンロード先）

※提出先の住所に誤りがないようご注意ください。

5. 4 適用申請書等の提出方法

紙媒体及び電子媒体（CD）の両方を郵送又は宅配便で提出してください。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

応募書類を入れた封筒には、「ブランド化事業 応募書類在中」と記入してください。平成24年度採択グループにおいては、平成24年度のグループ番号も封筒に明記してください。

6 事業中及び事業完了後の留意点

6. 1 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、補助期間終了後、地域型住宅ブランド化事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

6. 2 情報の提供

事業の採択を受けた者においては、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、評価事務局等に適宜提供をいただき、これらの機関は必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

6. 3 情報の取り扱い等

6. 3. 1 情報の公開・活用

① 情報の公開範囲

採択されたグループについては、応募内容、報告された内容に関する情報は、

原則として全て公開とします。

ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が正当な理由を付して申し出た場合は公開しません（なお、ホームページ等での公開に当たり、個別の意向確認は行わないので、該当する事項がある場合には、適用申請書提出時に申し出てください）。

② プレス発表等について

採択決定後、採択されたグループについては地域型住宅の名称、グループの名称、取組内容の概要等をプレス発表し、併せて国土交通省及び評価事務局等のホームページに掲載します。

6. 3. 2 個人情報の利用について（応募者全て）

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、グループや各グループに所属する住宅施工事業者等へ必要な情報の提供等やアンケート等の調査について利用させて頂くことがあります。

また、本事業の補助対象となる住宅に対し国等から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 4 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業補助金交付規程（「主たる事業所が特定被災区域に存する住宅生産者向け」及び「主たる事業所が特定被災区域以外に存する住宅生産者向け」）
- 五 地域における木造住宅生産体制強化事業補助金交付要綱
- 六 地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル
- 七 その他関連通知等に定めるもの

【参考：補助金の交付に関する手続き】

採択されたグループに所属する中小住宅生産者等が、補助金の交付を受けるためには、以下に示す内容のほか、採択結果の通知時にお知らせする「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」の内容により、補助対象となる住宅毎に補助金の交付に関する手続きを行う必要があります。本項ではその概略をお知らせしますので、詳細については、当該手続きマニュアルをご参照ください。

（１） 補助金交付申請

補助金交付申請は、一定の期間に、今後着工を予定している住宅及び採択通知の発出後当該期間までに着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅について、補助金交付申請書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し等の必要な書類を国土交通省外に設ける「地域型住宅ブランド化事業実施支援室」（以下、「支援室」という。「地域型住宅ブランド化事業評価事務局」とは別）に提出していただくことにより行っていただきます。補助対象となる住宅については、グループ内において、構成員である中小住宅生産者等に適宜割り当てて頂くことになりますが、グループに対する採択通知の発出日以前や、長期優良住宅建築等計画の認定申請以前等に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意下さい。

また、これとは別に、今後の補助金交付申請の予定等の進捗状況を報告いただくことがあります。

なお、これら補助金交付申請の手続きに当たっては、採択グループ内の中小住宅生産者等が作成した補助金交付申請に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等のチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして補助金交付申請に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。

さらに、採択グループに所属する中規模工務店についても、一住宅生産者当たりの戸数の上限（原則５戸もしくは１０戸）以内で、採択グループの配分戸数（配分額が変更となった場合は、変更後の配分戸数（以下同じ。））の１割又は一住宅生産者当たりの割当戸数（グループに所属する全住宅生産者数で採択グループの配分戸数を除した数。小数点以下切り捨て。）のいずれか少ない戸数（１を下回る場合は１とする）を上限として補助金交付申請を認めることとします。【→別紙３】

（２） 交付決定

補助金交付申請を受け、支援室において以下の事項等について審査し交付決定を行います。グループに対する採択通知が発出されていても、補助金の交付を受けようとする個々の補助金申請者が交付決定を受け、適切に実績報告が行われ適合することが認められなければ補助金は交付されませんのでご注意ください。交付決定の

結果については、支援室が定める補助金交付規程に従って個々の補助金申請者に通知します（グループ宛にもグループ内の補助金申請者の交付決定の状況をお知らせします）。

- ① 補助金交付申請の内容が、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則したものであること。
- ② 補助事業の内容が、補助金交付規程や「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に規定する内容等を満たしていること。
- ③ 補助対象費用には、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

（３） 補助事業の変更

採択を受けたグループは、採択後の状況の変化等により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、評価事務局への報告等が必要となります。

- ① グループ構成員の登録情報を変更しようとする場合（例：構成員の追加、会社名や住所の変更等）
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

このような手続きを行わず、要件としていた事業内容が実行されない場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

（４） 実績報告及び額の確定

交付決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、一定の期間に支援室に対し、実績報告を行っていただく必要があります。

実績報告においては、工事が補助金交付申請の内容に沿って適切に実施されたことを証明するための書類を提出していただきます。

なお、この実績報告の手続きに当たっては、補助金交付申請と同様に、採択グループ内の補助事業者が作成した実績報告に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等のチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして実績報告に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。

支援室は、実績報告に係る書類を受理した後、補助金交付申請の内容に沿って補助対象となる住宅の施工が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、実績報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。支払いの時期は額の確定通知が発出された時期によ

て異なります。

支払いは、各補助事業者（個々の住宅生産者）が指定した銀行等の口座に振り込むことにより行います。

（５） 平成２５年度採択事業において対象となる住宅の事業着手

平成２５年度内に事業に着手（請負住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）する必要があります。採択された戸数であっても、平成２５年度中に着手に至らないものについては補助の対象となりません。また、グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

（６） 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程や「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

本事業の補助の対象となる「木造住宅」について

本事業の補助対象となる「木造住宅」は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造のものとします（いわゆる在来工法、桝組壁工法、丸太組構法等）。

- ※ 本事業の趣旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されるもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。
- ※ ただし、当該事項は本事業の補助事業実施主体が原則として中小住宅生産者であることに鑑み、主に大規模住宅生産事業者によって供給されるプレハブ住宅を対象外とすることを意味しております。従って、グループで取得した型式適合認定等を活用した住宅を補助対象から除外するというものではありません。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」について

- 本事業においては、補助対象住宅の要件として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅のみが補助対象となります）。

なお、着工は長期優良住宅建築等計画の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「長期優良住宅」の認定制度等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html) をご覧ください。)

- 長期優良住宅建築等計画の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム
(<http://chouki.hyoukakyokai.or.jp/p/>) により検索できます。
また、このシステムでは、各所管行政庁が登録住宅性能評価機関による技術的審査を活用するか否か、活用する場合の対象図書の範囲についても検索結果によって確認できます。

一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について

- 採択されたグループについては、適用申請書の内容や住宅供給の実績等を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、補助を受けることのできる住宅の戸数は、原則、一住宅生産者あたり 5 戸を上限とします。ただし、主たる事業所（本社）が特定被災区域に存する住宅生産者については、10 戸を上限とします。
- なお、グループに中小住宅生産者が 5 事業者以上所属していれば、それらに加え、中規模工務店がグループ構成員に含まれることも可とします。なお、1 グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の $1/3$ 以内とします。
- 本事業は、原則、中小住宅生産者に対する支援を行うものですが、採択グループに所属する中規模工務店についても、一住宅生産者当たりの戸数の上限（原則 5 戸もしくは 10 戸）以内で、採択グループの配分戸数（配分額が変更となった場合は、変更後の配分戸数（以下同じ。））の 1 割又は一住宅生産者当たりの割当戸数（グループに所属する全住宅生産者数で採択グループの配分戸数を除した数。小数点以下切り捨て。）のいずれか少ない戸数（1 を下回る場合は 1 とする）を上限として補助金交付申請を認めることとします。

【具体的事例】

中小住宅生産者が 10 社、中規模工務店が 1 社所属するグループを想定します（いずれも主たる事業所が特定被災区域以外に存する事業者）。

当該グループの配分戸数を 40 戸とすると、中規模工務店が施工可能な補助対象住宅の戸数の上限は、1 社当たり、

- ① 5 戸（一住宅生産者当たりの戸数の上限）
- ② $40 \text{ 戸} \times 0.1 = \underline{4 \text{ 戸}}$
- ③ $40 \text{ 戸} \div (10 \text{ 社} + 1 \text{ 社}) \div 3 = 3.6 \text{ 戸} \rightarrow \underline{3 \text{ 戸}}$ （小数点以下切り捨て）

のうち、最も少ない③の3 戸が中規模工務店の補助対象住宅の戸数の上限となります。

一方、中小工務店は 1 社当たり最大 5 戸まで補助対象住宅の補助金交付申請が可能となります。

※長期優良住宅の供給未経験工務店が少なくなるようなグループ全体の取組に応じて、上記の上限を超えて補助対象戸数を認めることがあります。

「東日本大震災により被災した地域」の考え方について

本事業における、東日本大震災により被災した地域は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことを指します。

「特定被災区域」につきましては、内閣府ホームページをご参照ください。

【内閣府ホームページ（特定被災区域）】

<http://www.bousai.go.jp/2011jyousei-tokutei.html>

「元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方について

- 最近の3事業年分（平成22年から平成24年）の元請の平均新築住宅供給戸数実績について、50戸程度未満の住宅供給事業者が対象となります。
 - ※ 「50戸程度未満」とは、50戸の1割増未満として、平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とするものとします。
 - ※ カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、また、集合住宅の各住戸もそれぞれカウントします。
- 供給戸数の実績については、対象となる事業年に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。
- 床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、
 - ① 床面積が55平方メートル以下の場合は戸数を2分の1
 - ② 床面積が40平方メートル以下の場合は戸数を3分の1として算定してください。

別紙6

都道府県別 地域材認証制度等一覧《参考》

対象県	県番号	認証制度名	対象県	県番号	認証制度名
北海道	1	木材産地証明制度	大阪府	27	おおさか材認証制度
		北の木の家認定制度	兵庫県	28	兵庫県産木材証明制度
		北海道における新たな合法木材証明制度			ひょうご県産木材認証制度
青森県	2	青森県産材認証制度	奈良県	29	奈良県地域材認証制度
岩手県	3	岩手県産材証明制度			奈良県産材証明制度
宮城県	4	優良品やぎ材認証制度	和歌山県	30	紀州材認証システム
秋田県	5	乾燥秋田スギ認証制度	鳥取県	31	鳥取県産材産地証明制度
山形県	6	県産木材「やまがたの木」認証制度	島根県	32	しまねの木認証制度
		県産木材「やまがたの木」認証制度のうちやまがた県産材集成材			高津川流域材認証システム
		やまがた県産材合板認証制度	岡山県	33	おかやまの木で家づくり推進事業
福島県	7	県産木材証明制度	広島県	34	広島県産材産地証明制度
		福島県ブランド材製品認証	山口県	35	優良県産木材認証制度
茨城県	8		徳島県	36	徳島県木材認証制度
栃木県	9	栃木県産出材証明制度	香川県	37	香川県産木材認証制度
群馬県	10	ぐんま優良木材品質認証	愛媛県	38	中予地域材認証制度
埼玉県	11	さいたま県産材木材認証制度	高知県	39	こうちの木に住まいづくり助成事業
千葉県	12	ちばの木認証制度			高知県産木材トレーサビリティ制度
東京都	13	多摩産材認証制度			高知県CO2木づかい固定量認証制度
神奈川県	14	かながわ県産木材産地認証制度	福岡県	40	福岡県産木材証明制度(事務局:福岡県森連)
		かながわブランド県産木材品質認証制度			福岡県産木材証明制度(事務局:福岡県木連)
新潟県	15	越後杉ブランド認証制度	佐賀県	41	「佐賀県産乾燥木材」認証制度
富山県	16	富山県産木材製品証明			住みたい佐賀の家づくり促進事業
石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制	長崎県	42	長崎県産木材証明制度
福井県	18	ふくいブランド材	熊本県	43	
		県産材を活用したふくいの住まい支援事業	大分県	44	大分方式乾燥材
山梨県	19	山梨県産材認証制度			大分県産材等証明
長野県	20	信州木材認証制度	宮崎県	45	
岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	鹿児島県	46	かごしま材の証明
		ぎふ性能表示材推進制度			かごしま材の証明(認証かごしま材を用いる場合)
静岡県	22	静岡県産材証明制度	沖縄県	47	認証かごしま材認証制度
		しずおか優良木材認証制度			
愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	全国	—	FIPC(木材表示制度)
三重県	24	「三重の木」認証制度	全国	—	FSC認証制度
		あかね材認証制度	全国	—	PEFC森林認証制度
滋賀県	25	びわ湖材産地証明制度	全国	—	SGEC認証制度
京都府	26	京都府産木材認証制度	全国	—	合法木材証明制度

ブランド化事業のねらい及び期待される具体的取り組み

<ア. 特徴あるブランド化の目標設定>

○中小工務店が地域の中心的な生産者となり、地域において新築住宅の供給や家守を将来にわたり実施していけるよう、川上から川下までの異業種の複数の事業者がそれぞれの得意分野を活かし、特徴あるブランド化の目標を明確にし、共有していること。

期待される具体的取組	適用申請書で確認する内容
a. 目指す地域型住宅の特徴とその背景を明示していること。	・地域の気候・風土、生産者のこれまでの取組みや強み等の背景と、それを踏まえてグループとして供給しようとする地域型住宅の特徴（重視する性能、気候・風土に根差した建て方・様式、デザインルール等）とその背景

<イ. 効率的で持続性のある住宅生産体制の整備>

○原木供給、製材、設計、施工事業者が連携体制を構築し、効率的かつ信頼性の高い住宅生産体制の整備を図ること。

○グループとして安定した供給体制を整備し、中長期にわたり継続的に取組を実施し、住まいづくりの取組として地域に根付くものであること。

期待される具体的取組	適用申請書で確認する内容
a. 住宅生産の合理化・効率化に資する取組を複数行っていること。また、その供給体制を安定して長期にわたり維持できる体制となっていること。	・供給する地域型住宅の規格寸法・建材の統一や標準仕様の設定、建材・資材調達の共同化、事務の合理化など、住宅生産の合理化や効率化に資する具体的取組内容（複数）とその検討実施体制（部会、委員会等）、事務局の役割
b. グループとして施工基準の整備や検査ルールの設定、見積・積算のルール化（コストの見える化）など、住宅生産におけるグループの信頼向上に資する取組を複数行っていること。	・グループの信頼向上に資する具体的取組内容（複数）とその検討実施体制（部会、委員会等）

＜ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備＞

○供給した地域型住宅を住まい手とともに長期にわたり維持管理していく体制の整備を図ること。

期待される具体的取組	適用申請書で確認する内容
a. グループとして住まいの長期維持管理に関する取組を複数行っていること。	・住宅履歴情報の共通管理、診断・点検方法の共通化、メンテナンス・リフォーム基準の整備、住まいの管理・DIY相談会・体験会の実施など、維持管理に関する具体的取組内容（複数）とその検討実施体制（部会、委員会等）
b. グループ構成員の倒産時のバックアップ体制の構築、独自の瑕疵担保ルールの整備等、グループとして万が一に備えた体制を構築していること。	・倒産時や瑕疵発生時等における対応方法

＜エ. グループの技術力の向上＞

○長期優良住宅を供給できる中小工務店を増やすことができるよう、単独で供給困難な工務店を含めてグループ内で相互に研鑽を行い、技術力の向上を図ること。

○グループ全体としてのレベルアップを目指し、さらなる技術力向上のため、新たな技術の導入等に積極的に取組むこと。

期待される具体的取組	適用申請書で確認する内容
a. 未経験工務店が長期優良住宅の施工が可能となるよう実務的な研修会や勉強会等を定期的に開催すること。	・施工技術研修会・勉強会等の実施内容（カリキュラム）、頻度
b. グループで新たな技術等の導入・開発に関する取組を行っていること。	・導入・開発技術等の検証方法や実証実験の実施

＜オ．地域産業の活性化＞

○地域の気候・風土・文化や産材等地域の特性を活かした地域型住宅の供給を図ることにより、地域の雇用創出、地域材の活用等地域産業の活性化を図ること。

○利用する地域材に関するデータ収集や需給予測等を行い、グループ内での供給量調整や地域材の調達方法の改善を図ることにより、地域材の供給安定化や各構成員の地域材に対する意識の醸成を図ること。

期待される具体的取組	適用申請書で確認する内容
a. 材の強度等の特性に応じた、地域材の具体的な使用部位、使用量・割合が示されていること。	・地域材ごとの使用部位、使用量（1棟あたり）・使用割合
b. 供給する地域材の在庫量や価格情報を把握するとともに、グループ全体での地域材の需給量予測を行い、その情報をグループ構成員で共有していること。	・グループ全体での地域材の供給予定量、地域材の需給や価格情報に関する情報等の共有方法
c. 通常より積極的に地元の伝統的素材（畳、瓦、襖等）の活用を図っていること。	・通常の伝統的素材の活用状況と今回の活用予定量
d. 地域の街並み・景観などのガイドライン・ルール等の内容に沿っていること。	・自治体等による街並み・景観のガイドラインの概要と地域型住宅の供給にあたり尊重・遵守する内容